

那覇市公報

号外第692号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

- 那覇市ふるさとづくり寄附金条例（経営企画室） 451
- 那覇市手数料条例の一部を改正する条例（市民課） 453
- 那覇市税条例の一部を改正する条例（税制課） 454
- 那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（新庁舎建設室）
..... 506
- 那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（建築指導課） 508

◇規 則

- 那覇市新庁舎基本構想審議会規則を廃止する規則（新庁舎建設室） 514
- 那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則（経営企画室） 515

条 例

那覇市条例第29号

平成20年6月30日

那覇市ふるさとづくり寄附金条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市ふるさとづくり寄附金条例

（目的）

第1条 この条例は、ふるさとへの思いや那覇市のまちづくりに共感を持つ個人、法人その他団体から寄附金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の負担付きの寄附を除く。以下同じ。）を募ることにより、那覇市のまちづくりの基本理念である「なはが好き！みんなで創ろう、子どもの笑顔が輝くまち」の達成に資することを目的とする。

（寄附金の指定等）

第2条 寄附者は、前条の目的を具体化するため、自らの寄附金を次に掲げる事業の財源としてあらかじめ指定することができる。

- (1) 心地よいつながりでつくる自治・協働・平和都市を推進するための事業
- (2) 地域力を活かし、生きがいをもって支えあう健康都市を推進するための事業
- (3) 人・自然・地球にやさしい環境共生都市を推進するための事業
- (4) 子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市を推進するための事業
- (5) 人も、まちも活きいき、美ら島の観光交流都市を推進するための事業
- (6) 安心、安全で快適な亜熱帯庭園都市を推進するための事業

2 前項の規定による指定がない寄附金については、市長が同項に掲げる事業の中から指定を行うものとする。

（基金の設置）

第3条 寄附金を前条第1項に掲げる事業の財源に充てるため、那覇市ふるさとづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第4条 基金として積み立てる額は、第2条の規定により寄附された寄附金の額とする。

（管理）

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰

り入れるものとする。

（繰替運用）

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第8条 基金は、第3条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

（寄附者への配慮）

第9条 市長は、基金の運用及び処分に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう配慮しなければならない。

（運用状況の公表）

第10条 市長は、毎会計年度、寄附金の運用状況について、公表しなければならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成20年7月8日から施行する。

那覇市条例第30号

平成20年6月30日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(1951年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則 3 <u>別表(9)の項に規定する住民基本台帳カードの交付手数料については、第1条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までの間は、無料とする。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

那覇市条例第31号

平成20年6月30日

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下<u>本条</u>において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第27項及び第28項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項若しくは第3項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第119条第1項、第120条の12第3項又は第129条第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) 第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5、第53条の7、第67条、第83条第2項若しくは第3項、第102条第2項、第105条又は第120条の12第3項の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下<u>この条</u>において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下<u>この条</u>において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第27項及び第28項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項若しくは第3項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第119条第1項、第120条の12第3項又は第129条第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) 第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5、<u>第47条の4第1項</u>、第53条の7、第67条、第83条第2項若しくは第3項、第102条第2項、第105条又は第120条の12第3項の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(2)～(4) [略]

(所得割の課税標準)

第33条 [略]

2 [略]

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下本項及び次項並びに第34条の8において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4 [略]

5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下本項及び次項並びに第34条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 [略]

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(2)～(4) [略]

(所得割の課税標準)

第33条 [略]

2 [略]

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4 [略]

5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 [略]

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得

金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)又は日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、令第7条の17各号の規定により定めるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

- (1) 当該納税義務者が第34条の3第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

- (2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであつて、当該納税義務者が第34条の3第2項に規定する課税山林所得金額(以下この項において「課税山林所得金額」という。)及び同条第2項に規定する課税退職所得金額(以下この項において「課税退職所得金額」という。)を有しないとき
100分の90

- (3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金

（外国税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、外国の所得税等を課された場合においては、法第314条の7及び令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額を、第34条の3及び前2条の規定を適用した場合の所得割の額

額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合
当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合
当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

（外国税額控除）

第34条の8 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、法第314条の8及び令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、第34条の3及び前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額

から控除する。

2 [略]

3 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額とみなして、前項の規定を適用する。

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

から控除する。

2 [略]

3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額とみなして、前項の規定を適用する。

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の

2～3 〔略〕

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除又は同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5～8 〔略〕

(個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 〔略〕

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第47条第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中にお

上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～3 〔略〕

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5～8 〔略〕

(個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項若しくは第2項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 〔略〕

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中にお

いて給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下本条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)～(2) [略]

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

- 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収して

いて給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)～(2) [略]

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

- 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法に

いない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 4 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下本項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収される金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 5 [略]
(特別徴収義務者の指定等)

第45条 [略]

- 2 同一の納税義務者について前項の特別徴収義務者が2人以上ある場合において各特別徴収義務者に徴収させる特別徴収税額の額は、市長が定めるところに

よって徴収すべき給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 4 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収される金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 5 [略]
(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第45条 [略]

- 2 同一の納税義務者について前項の特別徴収義務者が2人以上ある場合において各特別徴収義務者に徴収させる給与所得に係る特別徴収税額の額は、市長が

よる。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第46条 [略]

（特別徴収税額の納期の特例）

第46条の2 第45条第1項の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下本条、次条及び第46条の4において「事務所等」という。）につき、市長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終日までの期間）に当該事務所等において支払った給与について徴収した特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに納入することができる。

（普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により個人の市民税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変

定めるところによる。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第46条 [略]

（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）

第46条の2 第45条第1項の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下この条、次条及び第46条の4において「事務所等」という。）につき、市長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終日までの期間）に当該事務所等において支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに納入することができる。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変

更された特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき特別徴収税額を超える場合（徴収すべき特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

（1） 当該年度の初日の属する年の1月1

日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者

(2) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法(平成9年法律第123号)第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者

(3) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合(第44条第2項ただし書に規定する場合を除く。)においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。

3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節にお

いて同じ。)の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。
(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第47条の4 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあつ

ては、当該所得割額を控除した額）に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第47条の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第47条の3及び前条の規定の適用にあつては、第47条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8

第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

（市民税の減免）

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

(1)～(3) [略]

(4) 公益社団法人及び公益財団法人

（市民税の減免）

第51条 市長は、次の各号の一に該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

(1)～(3) [略]

(4) 民法（明治29年法律第89号）第34条の公益法人

(5) [略]

2～3 [略]

第56条 法第348条第2項第9号又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、民法第34条の法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、民法第34条の法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、民法第34条の法人で図書館を設置するもの、民法第34条の法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は民法第34条の法人で学術の研究を目的とするもの(以下本条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 [略]

2 法第443条第1項若しくは第81条第2号又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所

(5) [略]

2～3 [略]

第56条 法第348条第2項第9号又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 [略]

2 法第443条第1項若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所

所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条第1項若しくは第81条第2号又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～9 [略]

付 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第1条の4 [略]

2 [略]

所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条第1項若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～9 [略]

付 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第1条の4 当分の間、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第3項後段（同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第1条の5 [略]

2 [略]

- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに付則第1条の4第2項」とする。
（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第2条 〔略〕

2 〔略〕

- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当

- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに付則第1条の5第2項」とする。
（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第2条 〔略〕

2 〔略〕

- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の

該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4～5 〔略〕

（個人の市民税の配当控除）

第3条 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに付則第3条第1項」とする。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第3条の3 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに付則第3条の3第1項」とする。

3 〔略〕

合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4～5 〔略〕

（個人の市民税の配当控除）

第3条 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第3条第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第3条第1項」とする。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第3条の3 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第3条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第3条の3第1項」とする。

3 〔略〕

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第12条の3第1項、付則第12条の4第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項又は付則第14条の8第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義

	務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。 (1) 第34条の3第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第34条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合 (2) 第34条の3第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第34条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合 (3) 前年中の所得について付則第12条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50 (4) 前年中の所得について付則第14条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60 (5) 前年中の所得について付則第12条の3第1項、付則第13条第1項、付則第14条の2第1項又は付則第14条の8第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)
第4条 〔略〕	第4条 〔略〕
2 前項に規定する各年度分の個人の市	2 前項に規定する各年度分の個人の市

民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第36条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6、第34条の7、付則第3条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第33条から第34条の3まで、第34条の6、第34条の7、付則第3条第1項及び前条第1項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに付則第4条第2項」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第12条の4 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8

民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第36条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び前条第1項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに付則第4条第2項」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第12条の4 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第

第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) [略]

(4) 付則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項の規定の適用については、こ

34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) [略]

(4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規

これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) 〔略〕

(4) 付則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 〔略〕

(4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項

(3) [略]

(4) 付則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を

前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) [略]

(4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を

除外して算定するものとする。以下この項及び付則第14条の4において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) [略]

(4) 付則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の

除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) [略]

(4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の

規定による市民税の所得割の額」とする。

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第14条の3 〔略〕

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 〔略〕

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例）

第14条の4 平成16年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、付則第14条の2第1項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の3第5項から第7項までに定めるところにより計算した金額（以下この条におい

規定による市民税の所得割の額」とする。

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第14条の3 〔略〕

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 〔略〕

第14条の4 削除

て「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、付則第14条の2第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同条第2項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8に相当する額とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条の8　〔略〕

2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　〔略〕

(2)　第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3)　〔略〕

(4)　付則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条の8　〔略〕

2　〔略〕

(1)　〔略〕

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)　〔略〕

(4)　付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則

第14条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条の10 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) [略]

(4) 付則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の10第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第1項の規定による

第14条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条の10 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) [略]

(4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の10第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第1項の規定による

市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5(平成21年3月31日までに支払を受けるべきものにあっては、100分の3)の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3(同日までに支払を受けるべきものにあっては、100分の1.8)の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 [略]

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第14条の10第4項」とする。

市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 [略]

5 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所

(3) 〔略〕 (4) 付則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の10第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。 6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14条の10第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、	得割の額並びに付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第14条の10第4項」とする。 (3) 〔略〕 (4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の10第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。 6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14条の10第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、
---	--

当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の3」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の11 [略]

2 第36条の2第4項の規定は、前項の納税義務者(同条第1項又は第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の11 [略]

2 第36条の2第4項の規定は、前項の納税義務者(同条第1項又は第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「、医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第15条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。

2 第56条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受け

第15条～第17条　〔略〕	ようとする者について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。 第16条～第18条　〔略〕
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4　2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

（那覇市税条例の一部改正）

第2条　那覇市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付　則 （居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除） 第2条　〔略〕 2～3　〔略〕 4　付則第12条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、付則第13条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項又は第14条の8第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲	付　則 （居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除） 第2条　〔略〕 2～3　〔略〕 4　付則第12条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、付則第13条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項又は第15条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲

渡所得等の金額又は付則第14条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 [略]

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第2条の2 [略]

2～3 [略]

4 付則第12条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、付則第13条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項又は第14条の8第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第14条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 [略]

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しな

渡所得等の金額又は付則第15条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 [略]

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第2条の2 [略]

2～3 [略]

4 付則第12条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、付則第13条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項又は第15条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第15条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 [略]

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しな

い場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第12条の3第1項、付則第12条の4第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項又は付則第14条の8第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

(1)～(4) [略]

(5) 前年中の所得について付則第12条の3第1項、付則第13条第1項、付則第14条の2第1項又は付則第14条の8第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛である場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達されるときまでに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申

い場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第12条の3第1項、付則第12条の4第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項又は付則第15条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

(1)～(4) [略]

(5) 前年中の所得について付則第12条の3第1項、付則第13条第1項、付則第14条の2第1項又は付則第15条の2第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から平成24年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において

告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書とその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額(前年の第33条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額の控除した額とする。)を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第36条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1)～(2) [略]

3 [略]

市民税の納税通知書が送達されるときまでに提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書とその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額(前年の第33条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額の控除した額とする。)を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第36条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1)～(2) [略]

3 [略]

第12条の3 削除

（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）

第12条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第3条第1項の規定は、適用しない。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 第34条の2の規定の適用について

は、同条中「総所得金額」とあるのは、
「総所得金額、付則第12条の3第1項に
規定する上場株式等に係る配当所得
の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第
34条の9第1項、付則第3条第1項、付則
第3条の3第1項及び付則第3条の4の規
定の適用については、第34条の6中「所
得割の額」とあるのは「所得割の額及
び付則第12条の3第1項の規定による
市民税の所得割の額」と、第34条の7
第1項前段、第34条の8、第34条の9第1
項、付則第3条第1項及び付則第3条の3
第1項中「所得割の額」とあるのは「所
得割の額並びに付則第12条の3第1項
の規定による市民税の所得割の額」
と、第34条の7第1項後段中「所得割の
額」とあるのは「所得割の額及び付則
第12条の3第1項の規定による市民税
の所得割の額の合計額」と、同条第2
項及び付則第3条の4中「所得割の額」
とあるのは「所得割の額並びに付則第
12条の3第1項の規定による市民税の
所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、
同条中「又は山林所得金額」とあるの
は「若しくは山林所得金額又は付則第
12条の3第1項に規定する上場株式等
に係る配当所得の金額」と、「若しく
は山林所得金額」とあるのは「、山林
所得金額若しくは租税特別措置法第8
条の4第1項に規定する上場株式等
に係る配当所得の金額」とする。

(4) 付則第1条の5の規定の適用につい
ては、同条第1項中「山林所得金額」
とあるのは「山林所得金額並びに付則
第12条の3第1項に規定する上場株式
等に係る配当所得の金額」と、同条第
2項中「所得割の額」とあるのは「所
得割の額並びに付則第12条の3第1項
の規定による市民税の所得割の額」と

（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）

第14条の6

する。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例）

第14条の6 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 市民税の所得割の納税義務者が第33条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第14条の7 所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36

所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第8項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。))は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第

条の2第1項の規定による申告書を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。))に限り、付則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第33条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

3 第1項の規定の適用がある場合における付則第12条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額(以下」とあるのは「配当所得の金額(付則第14条の7第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。))は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書

3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における付則第14条の2第1項及び付則第14条の4の規定の適用については、付則第14条の2第1項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(付則第14条の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」と、付則第14条の4中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(付則第14条の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

(第6項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び付則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)の計算上控除する。

5 前項の規定の適用がある場合における付則第12条の3第1項及び第2項並びに付則第14条の2第1項の規定の適用については、付則第12条の3第1項中「配当所得の金額(以下」とあるのは「配当所得の金額(付則第14条の7第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、付則第14条の2第1項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(付則第14条の7第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

3 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第14条の6第1項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第5項（同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第14条の6第3項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第14条の6第3項において準用する前条第5項」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第14条の7 〔略〕

2～3 〔略〕

4 前項の規定の適用がある場合におけ

6 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第14条の7第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。

7 第4項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第11項（同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第14条の7第6項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第14条の7第6項において準用する前条第5項」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第15条 〔略〕

2～3 〔略〕

4 前項の規定の適用がある場合におけ

る付則第14条の2第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(付則第14条の7第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。

5 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第14条の7第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。

6 第3項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第14条の7第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第14条の7第5項において準用する前条第5項」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の

る付則第14条の2第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(付則第15条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。

5 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第15条第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。

6 第3項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第15条第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第15条第5項において準用する前条第5項」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の

市民税の課税の特例)

第14条の8 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」

市民税の課税の特例)

第15条の2 [略]

2 [略]

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第15条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」

とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第14条の9　〔略〕

2　〔略〕

3　第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第14条の9第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。

4　第1項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで

とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第15条の3　〔略〕

2　〔略〕

3　第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第15条の3第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。

4　第1項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで

又は付則第14条の9第3項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第14条の9第3項において準用する前条第5項」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条の10 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の10第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の10第1項に規定する条約適用利

又は付則第15条の3第3項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第15条の3第3項において準用する前条第5項」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第15条の4 [略]

2 [略]

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第15条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条の4第1項に規定する条約適用利

子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の10第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3～4 [略]

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の10第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則

子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3～4 [略]

- 5 [略]

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則

第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第14条の10第4項」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の10第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。
- (4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の10第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14条の10第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)」にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得

第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第15条の4第4項」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。
- (4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)」にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の

の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第14条の11～第18条 [略]

明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第15条の5～第19条 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中那覇市税条例第91条第2項の改正規定並びに次条第1項、第3条及び第4条第1項の規定 公布の日
- (2) 第1条中那覇市税条例第51条及び第56条の改正規定並びに付則第15条を付則第16条とし、付則第16条を付則第17条とし、付則第17条を付則第18条とし、付則第14条の11の次に1条を加える改正規定並びに付則第4条第2項の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の施行の日(平成20年12月1日)
- (3) 第1条中那覇市税条例付則第14条の10の改正規定(第3項の改正規定に限る。)並びに次条第20項及び第21項の規定 平成21年1月1日
- (4) 第2条の規定及び次条第6項から第14項までの規定 平成22年1月1日
- (5) 第1条中那覇市税条例付則第14条の2第1項及び第14条の4の改正規定並びに次条第15項から第19項までの規定 平成22年4月1日
(個人の市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「第1条改正後条例」という。)第47条の2から第47条の6までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 第1条改正後条例第34条の7及び付則第3条の4の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する第1条改正後条例第34条の7第1項各号に掲げる寄附金について適用する。
- 4 第1条改正後条例付則第1条の4の規定は、租税特別措置法第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。
- 5 平成21年4月1日から同年12月31日までの間における第1条改正後条例付則第3条の4の規定の適用については、同条中「付則第12条の3第1項、付則第12条の4第1項」とあるのは「付則第12条の4第1項」と、同条第5号中「付則第12条の3第1項、付則第13条第1項」とあるのは「付則第13条第1項」とする。
- 6 新条例付則第4条第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、この条例による改正前の那覇市税条例付則第4条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき第2条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「第2条改正後条例」という。)付則第12条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
- ア 1万8千円
- イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の3に相当する金額
- 8 前項の規定の適用がある場合における第2条改正後条例付則第12条の3第3項の規定の適用については、同項第1号中「付則第12条の3第1項」とあるのは、「付則第12条の3第1項(那覇市税条例の一部を改正する条例(平成20年那覇市条例第 号)付則第2条第7項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」とする。
- 9 第2条改正後条例付則第14条の7第1項又は第4項の規定の適用がある場合における第7項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「第2条改正後条例付則第14条の7第3項又は第5項の規定により読み替えられた第2条改正後条例付則第12条の3第1項前段の規定により」とする。
- 10 第2条改正後条例付則第14条の6の規定は、平成22年1月1日以後に市民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(次項及び第13

項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)について適用する。

- 11 市民税の所得割の納税義務者が新条例第33条第4項の規定により平成22年1月1日から同年12月31日までの期間(第13項において「特例期間」という。)内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第4項に規定する申告書を提出する場合には、第2条改正後条例付則第14条の6第2項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座(同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第13項において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。
 - (1) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき第2条改正後条例付則第12条の3第1項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が1万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号。以下「平成20年改正令」という。)附則第7条第10項で定めるもの(以下この項及び第13項において「少額配当等」という。) 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
 - (2) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの(以下この項及び第13項において「少額配当等以外の配当等」という。) 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得
- 12 第2条改正後条例付則第14条の7の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る第2条の規定による改正前の那覇市税条例付則第14条の6第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- 13 市民税の所得割の納税義務者が第2条改正後条例付則第14条の7第1項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)附則第3条第16項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、第2条改正後条例付則第14条の7第2項の規定にかかわらず、新条例第33条第4項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。
 - (1) 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
 - (2) 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得
- 14 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における第2条改正後条例付則第14条の7第5項の規定の適用については、同項中「並びに付則第14条の2第1項の規定の適用について」とあるのは「、付則第14条の2第1項並びに付則第14条の4の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、付則第14条の4中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(付則第14条の7第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする」とする。
- 15 市民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日前に行った第1条の規定による改正前の那覇市税条例(以下「第1条改正前条例」という。)付則第14条の4に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成

21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 16 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(第1条改正後条例付則第14条の3第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、第1条改正後条例付則第14条の2第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成20年改正令附則第7条第11項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、第1条改正後条例付則第14条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

- (1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される第1条改正後条例付則第14条の2第2項の規定により読み替えて適用される第1条改正後条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。以下この項において同じ。)が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.8に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - ア 9万円
 - イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

- 17 前項の規定の適用がある場合における第1条改正後条例付則第14条の2第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち那覇市税条例の一部を改正する条例(平成20年那覇市条例第 号)付則第2条第16項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額)」とする。

- 18 第2条改正後条例付則第14条の7第4項の規定の適用がある場合における第16項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(第2条改正後条例付則第14条の7第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。

- 19 第2条改正後条例付則第15条第3項の規定の適用がある場合における第16項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(第2条改正後条例付則第15条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。

- 20 第1条改正後条例付則第14条の10第3項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に第1条改正前条例付則第14条の10第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。

- 21 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に第1条改正後条例付則第14条の10第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

(法人の市民税に関する経過措置)

- 第3条 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業

年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 第1条改正後条例第56条の規定は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の法人に係る固定資産に対して課する平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

那覇市条例第32号

平成20年6月30日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]
別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市土地利用事業者選定委員会	那覇市土地開発公社から取得した土地を利用させる事業者の選定に関すること。
	<u>那覇市新庁舎基本構想審議会</u>	<u>新庁舎に係る基本構想に関すること。</u>
	那覇市財産評価委員会	市有財産の取得及び処分に係る評価に関すること。
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]
別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市土地利用事業者選定委員会	那覇市土地開発公社から取得した土地を利用させる事業者の選定に関すること。
	那覇市財産評価委員会	市有財産の取得及び処分に係る評価に関すること。

	[略]
[略]	

那覇市条例第33号

平成20年6月30日

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年那覇市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（建築物の外壁等の面の位置の制限） 第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、別表第3の計画地区に応じ、同表ア欄(1)の区分に従い、それぞれ同欄(2)に掲げる数値以上でなければならない。 2 〔略〕 （一の敷地とみなすこと等による制限の緩和） 第11条 再開発地区整備計画区域及び石嶺市営住宅地区地区整備計画区域内においては、法第86条第1項又は法第86条の2第1項の規定により認定を受けた建築物に対する第4条、第5条第1項及び第7条第1項の規定を適用する場合においては、当該建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。 〔別表第1～別表第3 別記〕	（建築物の外壁等の面の位置の制限） 第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線、<u>隣地境界線又は地区施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第3号に規定する施設をいう。以下同じ。）</u>までの距離は、別表第3の計画地区に応じ、同表ア欄(1)の区分に従い、それぞれ同欄(2)に掲げる数値以上でなければならない。 2 〔略〕 （一の敷地とみなすこと等による制限の緩和） 第11条 再開発地区整備計画区域、<u>石嶺市営住宅地区地区整備計画区域及び宇栄原市営住宅地区地区整備計画区域</u>においては、法第86条第1項又は法第86条の2第1項の規定により認定を受けた建築物に対する第4条、第5条第1項及び第7条第1項の規定を適用する場合においては、当該建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。 〔別表第1～別表第3 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

名称	区域
小禄金城地区地区整備計画区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された那覇広域都市計画小禄金城地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
[略]	
石嶺市営住宅地区地区整備計画区域	[略]

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

名称	区域
小禄金城地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された那覇広域都市計画小禄金城地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
[略]	
石嶺市営住宅地区地区整備計画区域	[略]
宇栄原市営住宅地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された那覇広域都市計画宇栄原市営住宅地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

[改正前 別記]

別表第2(第3条—第6条関係)

地区整備計画区域及び再開発地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア	イ	ウ	エ	オ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度 (㎡)	建築物の高さの最高限度 (m)	建築物の高さの最低限度 (m)
[略]						
石嶺市営住宅地区地区整備計画区域	[略]					

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第3条―第6条関係)

地区整備計画区域及び再開発地区整備計画区域の名称	計 画 地 区 の 名 称	ア	イ	ウ	エ	オ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度 (㎡)	建築物の高さの最高限度 (m)	建築物の高さの最低限度 (m)
[略]						
石嶺市 営住宅 地区地区整備 計画区域	[略]					
宇栄原 市営住宅地区 地区整備 計画区域	住 宅 ・サー ビス 施 設 地区	<u>第二種住居地域内において次に掲げる建築物</u> <u>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</u> <u>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</u> <u>(3) 集会場</u> <u>(4) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</u>		250		

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第3(第7条、第8条関係)

地区整備計画区域及び再開発地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア		イ
		建築物の外壁等の面の位置の制限		かき又はさくの制限
		(1)	(2)	
[略]				
那覇新都心地区地区整備計画区域	一般住宅地区 (A－1) 一般住宅地区 (A－2)	[略]	1.5m(那覇市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(平成10年那覇市条例第12号。以下「平成10年一部改正条例」という。)の施行日において、敷地面積が150㎡未満の角地(那覇市建築基準法の施行に関する規則(昭和54年那覇市規則第20号)第12条第3号に該当するもの)に限る。以下同じ。)については1.0m)	[略]
		[略]		
		[略]		
	[略]			
[略]				
石嶺市営住宅地区地区整備計画区域	[略]			

備考 この表における計画地区及び道路の名称及び位置は、都市計画法第14条第1項に規定する計画図に定めるところによる。

[改正後 別記]

別表第3(第7条、第8条関係)

地区整備計画区域及び再開発地区整備計画区域の名称	計 画 地 区 の 名 称	ア		イ
		建築物の外壁等の面の位置の制限		かき又はさくの制限
		(1)	(2)	
[略]				
那覇新都心地区地区整備計画区域	一 般 住 宅 地 区 (A-1) 一 般 住 宅 地 区 (A-2)	[略]	1.5m(那覇市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(平成10年那覇市条例第12号。以下「平成10年一部改正条例」という。)の施行日において、敷地面積が150㎡未満の角地(法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地に限る。以下同じ。)については1.0m)	[略]
		[略]		
	[略]			
[略]				
石嶺市営住宅地区地区整備計画区域	[略]			
宇栄原市営住宅地区地区整備計画区域	公 共 住 宅 地 区	外壁等の面から歩道状通路〈1〉及び歩道状通路〈2〉までの距離	2.0m	次に掲げるもののいずれかでなければならない。 (1) 生垣 (2) 高さが1.5m以下のもの ア 擁壁の上部に設ける場合、高さ0.3mを超えるものにあつては当該0.3mを超える
		外壁等の面から歩道状通路〈3〉及び歩道状通路〈4〉までの距離	1.0m	
		外壁等の面から地区内歩行者通路〈1〉及び地区内歩行者	1.0m	

		<u>通路〈2〉までの距離</u>		<u>部分が見通しの妨げにならないフェンス等を施したもの。</u> <u>イ その他の場合は、高さ0.6mを超えるものにあつては当該0.6mを超える部分が見通しの妨げにならないフェンス等を施したもの。</u>
		<u>外壁等の面から地区内道路までの距離</u>	<u>1.0m</u>	
		<u>外壁等の面から隣地境界線までの距離</u>	<u>1.0m</u>	
	<u>住 宅・サービス施設地区</u>	<u>外壁等の面から歩道状通路〈1〉及び歩道状通路〈2〉までの距離</u>	<u>2.0m</u>	
		<u>外壁等の面から歩道状通路〈3〉及び歩道状通路〈4〉までの距離</u>	<u>1.0m</u>	
		<u>外壁等の面から道路〈1〉地区の道路境界線までの距離</u>	<u>1.0m</u>	
		<u>外壁等の面から隣地境界線までの距離</u>	<u>1.0m</u>	

備考 この表における計画地区、道路及び地区施設の名称及び位置は、都市計画法第14条第1項に規定する計画図に定めるところによる。

規 則

那覇市規則第33号

平成20年6月30日

那覇市新庁舎基本構想審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市新庁舎基本構想審議会規則を廃止する規則

那覇市新庁舎基本構想審議会規則(平成18年那覇市規則第58号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第34号

平成20年6月30日

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市ふるさとづくり寄附金条例（平成20年那覇市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（寄附金の申込み等）

第2条 寄附金の申込みは、那覇市ふるさとづくり寄附金申込書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、同項に規定する方法以外の方法により寄附金を受け入れることができるものとする。

（公序良俗に反する寄附金の取扱い）

第3条 市長は、寄附金が公の秩序又は善良の風俗に反すると認めるときは、受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

2 市長は、前項の規定により寄附金の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還したときは、その理由及び経過を記録しておくものとする。

（感謝状等）

第4条 市長は、寄附者に対して感謝状等を贈ることができるものとする。

（寄附金台帳）

第5条 市長は、寄附金を適正に管理するため、那覇市ふるさとづくり寄附金台帳（第2号様式）を作成しなければならない。

（運用状況の公表）

第6条 条例第10条に規定する公表は、次に掲げる事項とし、毎会計年度の終了後3月以内に行うものとする。ただし、寄附者が自らの氏名又は名称の公表を希望しない場合はこれを公表しないものとする。

- (1) 寄附者の住所地（所在地）の都道府県・市区町村名
- (2) 寄附者の氏名又は名称
- (3) 寄附金の額
- (4) 条例第2条の規定により寄附者又は市長が指定した事業
- (5) 那覇市ふるさとづくり基金の充当事業及び充当金額

（細目）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成20年7月8日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

那 覇 市 ふ る さ と づ く り 寄 附 金 申 込 書

年 月 日

(あて先)

那 覇 市 長

(寄附者)

住 所 都道 市区
(所在地) 府県 町村

氏 名

(名 称)

電話番号

E-mail

- 1 那覇市のまちづくりを応援するため、次のとおり寄附します。

億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一

寄附金の額

										円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

- 2 寄附金の使途について指定をする場合は、次の該当欄に○を記入してください。

(複数選択可)

指定	事 業 区 分	
	1	心地よいつながりでつくる自治・協働・平和都市を推進するための事業
	2	地域力を活かし、生きがいをもって支えあう健康都市を推進するための事業
	3	人・自然・地球にやさしい環境共生都市を推進するための事業
	4	子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市を推進するための事業
	5	人も、まちも活いき、美ら島の観光交流都市を推進するための事業
	6	安心、安全で快適な亜熱帯庭園都市を推進するための事業
	0	指定しない。(指定しない場合は、市長が上記の事業から指定します。)

- 3 寄附金については、寄附者の住所地(所在地)の都道府県・市区町村名、氏名(名称)、寄附金の額及び寄附金の指定事業について公表を予定しておりますのでご了解ください。

なお、氏名(名称)については、希望により公表しないこともできます。次の該当欄に○を記入してください。

※選択のない場合は、公表しないものとして取り扱います。

	1	公表する
	2	公表しない

- 4 自由意見欄

--

那覇市ふるさとづくり寄附金台帳

(年度)

[illegible]

「氏名(名称)の公表」欄は、那覇市ふるさとづくり寄附金申込書(以下「申込書」という。)の3で、公表するを選択している場合は「1」、公表しないを選択している場合は「2」、選択の無い場合は「0」を記入すること。

- 2 「指定事業」欄中「寄附者の指定」欄は、申込書の2で寄附者が指定した事業区分の番号を記入し、「市長の指定」欄は、寄附者が事業を指定しなかった場合に、市長が指定した事業区分の番号を記入すること。